

発言通告書（一般質問用）

東村山市議会議長 殿 以下のとおり、質疑通告をする。

2017年8月22日 通告者 **6** 矢野穂積

NO. 1

質問時間制限に抗議し順次伺う。

質問項目 1 土砂災害防止法による「土砂災害警戒区域」について

- ① 土砂災害防止法によって、「土砂災害のおそれがある区域」を「土砂災害警戒区域」に、そのうち、「建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著し危害が生じるおそれがある区域」を「土砂災害特別警戒区域」に、指定することとなった。
東京都でも昨年度から都内の調査をはじめ、当市でも調査が行われている。
その結果により、今年度末には区域の指定がされると思われるが、当市において、このような区域に指定がされた場合の影響を伺う。
- ② 市内で「土砂災害警戒区域」に指定される見込みの区域はあるか。
- ③ 昨年、8月22日の台風9号により西武多摩湖線沿線で土砂崩れが発生した箇所は指定見込み区域か。

質問項目 2 多摩湖町2丁目の崖地の開発について

- ① 多摩湖町2丁目13番地16の開発について、2015年からの経過を伺う
- ② 現在、当該土地で、有料老人ホーム建設の計画がある。この土地は、急傾斜地であり、特に南側斜面はかなりの急勾配であるが、土砂災害防止法により指定される「土砂災害警戒区域」との関係で、施設の安全面や近隣との関係を含め、所管の見解は。
- ③ 当該土地における開発業者は今年1月29日の多摩湖ふれあいセンターでの住民説明会において、急傾斜地に高齢者施設を建設することに対する不安の声が上がったことを受け、事業主は「この計画は根本から見直す」と発言し、説明会を打ち切った。にも関わらず、5月2日に突然、工事の「お知らせ看板」が設置されたことで、近隣住民は非常に驚き、ますます不安の声が上がっている。
このような経過につき、所管は把握しているか。
- ④ この事業者は住民への説明会の席で計画を見直すと言いながら、突然「お知らせ看板」を設置し、工事説明会や工事車両搬入路沿道家屋の家屋調査も行わないまま、造成工事に着手しようとしている。当市開発指導要綱をふまえ、事業主へどのような対応をしたのか、伺う。
- ⑤ 当該開発の現状は把握しているのか、伺う